

淀川水系流域委員会
第 10 回住民参加部会・第 5 回意見聴取反映WG検討会 合同会議 結果概要

開催日時：2006 年 11 月 15 日（水）13：30～16：30

場 所：京都会館 2 階 会議場

参加者数：委員 9 名、河川管理者（指定席）9 名

一般傍聴者（マスコミ含む）36 名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、
後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告の概要
3. 審議の概要
 - ①各種委員会における住民意見聴取の現状について
 - ②「住民参加のさらなる進化に向けて」（答申基礎案）について
 - 「はじめに」について
 - 第 1 章「住民参加のためにとられた河川管理者の手法とその評価」について
 - 第 2 章「住民参加のさらなる進化に向けて」について
 - 第 3 章「社会的合意について」、「おわりに」について
 - ③今後の進め方
4. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・「住民参加のさらなる進化にむけて（案）」について意見がある場合は、次回の意見聴取反映WG作業検討会（11/20）までに意見を提出する。

2. 報告の概要

庶務より、報告資料 1「各種会議の結果報告（2006 年 11 月 15 日現在未報告分）」を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた。

3. 審議の概要

① 各種委員会における住民意見聴取の現状について

河川管理者より、審議資料 1「淀川水系河川整備計画基礎案に関する委員会などに関する住民参加の進捗度検討資料(案)」を用いて説明がなされた。

②「住民参加のさらなる進化に向けて」（答申基礎案）について

審議資料 2「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について意見交換がなされた。主な意見

は以下の通り。

○「はじめに」について

- ・「河川法のように住民意見の聴取・反映を法的要件として明文化した法律は他にはない」とあるが（P1）、河川法以外にも都市計画法や環境影響評価法に規定されているので、文章を修正しなければならない。河川法が関係住民の意見を反映されるために必要な措置として公聴会の開催等を規定していることには意味があるといった記述にすればよいのではないか。
- ・流域委員会は、「これまで河川管理者が実施してきた「説明会」方式に替わり」（P1）、対話討論会を提案したわけではない。説明会も1つの手法だ。対話討論会は、新たな意見聴取・反映の方法の1つとして、対話の1つの手法として、提案したと述べた方がよい。
- ・流域委員会の設置根拠を説明するために河川法の条文を引用しているが（P1）、河川管理者へ提出する意見書なので、あえて引用する必要はないのではないか。
 - ←一般の方々にも読んでもらいたいのであえて引用した。流域委員会が法律に基づいて設置されたという点を強調するために残しておきたい。

○第1章「住民参加のためにとられた河川管理者の手法とその評価」について

- ・「対話討論会と住民説明会で行われる説明とは、同質であるべきである」（P2）とあるが、意味が分かりにくい。対話討論会は、住民双方間あるいは河川管理者と住民で対話を行う会であり、基本的には説明には主眼が置かれていない。住民説明会の説明と同質であるべきだという記述だと、対話討論会でも説明が先行すると受け取れる。不要な記述ではないか。
 - ←WGでは、住民説明会と対話討論会で違った説明がなされている可能性があるという指摘があった。対話討論会では冒頭に河川管理者から説明がなされるが、冒頭の説明だけでは一般傍聴者にはわかりづらい。対話討論会は広範囲を対象に開催されたが、住民説明会は各地域を対象に複数回開催されたので、対話討論会と住民説明会で質の違う説明がなされていると困るというのが意見書の意図だ。表現の修正を検討したい。
- ・「対話討論会が、河川法上の「公聴会」に位置づけられたことは意義深い」とした上で対話討論会の他にも「公聴会や説明会なども必要であることはいうまでもない」と結んでいるが（P5）、矛盾しているのではないか。公聴会の1つとして対話討論会という手法を提案しているという点がわかるような表現に修正すべきだ。
 - ←「提言」別冊で対話討論会を公聴会と位置づけているが、確かにご指摘の通り、冒頭の2行と括りの2行は少し矛盾している。河川管理者は対話討論会を河川法上の公聴会と位置付けて開催したのか。
 - ←河川管理者で位置付けについて議論をした上で対話討論会を開催したということではないと思う。厳密に言えば、河川法では河川整備計画原案について意見を聴くと規定しており、河川整備計画原案はまだできていない。河川管理者としては、試行的な意味合いが強かったと思う。河川法上の公聴会に位置付けてやってみてはどうかという流域委員会の「提言」を受けて、河川法上の公聴会という位置付けではなく、試行的に対話討論会をや

ってみたということだろう（河川管理者）。

←河川法の解釈について意見を述べておきたい。河川法を形式的に読めば「整備計画の案を策定しようとする場合」となっているが、解釈としては、原案を前提にしているわけではない。原案よりも早くてもよいし、素案の前から何度意見を聴いてもよい。解釈なので幅があるが、原案の前段階であっても河川法上の根拠はあると考えている。

- ・「非建設的な意見は記録を残すことにとどめ、反映しないことも選択肢の1つである」（P8）とあるが、「非建設的な意見は記録に残すにとどめる」でよいのではないか。

←同感だ。後半部分は削除した方がよい。

- ・「今後の住民参加、意見聴取反映の検討の参考になる」（P8）というように住民参加と意見聴取反映を並べて記述すると、両者が違ったものとして受け止められる。住民参加の1つが意見聴取反映なので、どちらか1つにしたほうがよい。
- ・河川管理者としては、対話討論会にも限界があると感じている。個人的には、参加人数がどうしても限られてしまうので何とかならないか、また、問題をある程度限定しなければ同じ土俵での議論になりにくいのではないかと感じた。対話討論会の限界についてWGで議論があったのであれば、ぜひ教えて頂きたい（河川管理者）。

←ファシリテーターが他のファシリテーターを見ないで自分のやり方だけで進行していた。

どういった手法がよいのかを検討し合うことができなかったのは残念だ。

←広域的な議題を対話討論会で取り上げるのがよいのかどうかという議論があった。

←文化的イベントとの共催等、人が集まりやすい場でやってはどうか。

←意見書のあちこちに具体的な提案を書いたが、わかりにくいので整理・集約したい。

○第2章「住民参加のさらなる進化に向けて」について

- ・住民参加制度の基本的な考え方について意見を述べたい。住民の生命、身体、健康、安全などに関する基本的人権の実現を図るのが行政の使命なので、政策決定についての最終的権限が行政にあるとしても、政策の立案や計画の策定に際して住民の意見を踏まえることは当然であり、行政があらゆる情報を踏まえた総合的判断を行う上においても、行政の政策形成過程における住民参加は不可欠な制度だ。実質的な住民参加を支える柱は、①行政計画策定過程の民主化、透明化、②対話、住民意見の反映の2つがあり、この両者が相互に補完、担保し合っている。実質的な住民参加は、住民の言いつばなし、行政の聞きつばなしで終わらせるのではなく、対話、住民意見の反映が実現できて初めて体现されるものだ。そして、この対話、住民意見の反映は、行政計画策定過程のより早い段階からの ①十分かつ正確な情報、資料の公開、②計画策定の各段階ごとの丁寧な対話の実施、実行による住民と行政相互間の努力、成果の共有のもとで初めて生まれるものだ。「計画策定過程の民主化・透明化」と「対話・住民意見の反映」が補完し合い十分に行われて初めて実質的な住民参加となる。よって、「2－1」、「2－3（第2段落）」、「おわりに（第1段落）」の基本的な住民参加制度についての考え方に関する表現も変わってくるので検討をお願いしたい。

- ・「参加」にいかなる法的効力を付与するのか、また、いかに「参加」を法的保護の対象とするかが今後の課題である」(P9)としているが、法的な視点から意見書を出すわけではないので、なくてもよい。どうしてもとれるので削除した方がよい。

○第3章「社会的合意について」、「おわりに」について

- ・「住民投票」は社会的合意形成の手法になじまず」(P14)とあるが、住民投票は合意形成の1つの手法であり、合意形成だけを目指して多数決によって合意があったものと見なすというのが住民投票だと理解している。確かに住民参加の特別なケースだとは思いますが、「合意形成の手法になじまない」という記述は少し違っているのではないかと。
- ・「利他的利益」(P15)、「このような手続きは、これまでの住民参加概念とは質的にも量的にも異なる問題を提起している」(P15)という記述の意味がよくわからないので、分かりやすい表現に修正した方がよい。

③今後の進め方

- ・「住民参加のさらなる進化にむけて（案）」について委員の意見を頂き、第7回意見聴取反映WG作業検討会にて最終案をまとめて、第53回委員会に提出する。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ5名から発言がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・第2章に新たに「委員会・審議会のあり方」という項を起こして欲しい。流域委員会は「委員公募」と「一般傍聴者の発言」が優れているが、各種委員会や審議会で委員が公募されたのかどうか、一般傍聴者の発言がどうなっているのかを検証する必要がある。これらがなければ住民参加が保証されているとは言えない。例えば塔の島河川整備に関する委員会では、住民が委員として参加しているが公募ではない。公募と一般傍聴者発言を認めて、さまざまな委員会に広げていくことが重要なポイントだ。
- ・河川法第16条には住民参加の具体的実現を目指すものが欠けている。解釈上厳格に適用されれば「必要があれば公聴会を開いて住民意見聴取反映を行ったことにする」という程度で運用される可能性も高い。やはり、住民参加を実現する事前評価法の立法が必要だ。公共事業は原則的に計画の事前の構想段階で、関係住民、住民組織、国民の公募による全体の2分の1以上の参加を保証した公共事業事前評価協議会を設置し、環境アセスメント事業費対効果を含め、例えば河川整備であればその基本方針の決定を行い、整備計画案の決定までこの協議会が責任を負う形が最も望ましい。意見書（案）には、上記の法の不備を指摘する明確な意見がない。
- ・球磨川流域関連の中央の小委員会が行われている。中央のトップダウンで計画が進められており、住民参加が考えられていない。流域委員会で議論されているような内容とは違っている。流域委員会の河川管理者や委員は気合いを入れてやって欲しい。
- ・住民参加と意見聴取反映が混然としている。住民意見の聴取反映を中心に意見を述べて欲しい。

住民意見の聴取反映は計画者をある程度拘束することになるが、意見書で示されている「反映」の考え方がわかりにくい。多数決主義ではなかなか反映できない意見が大事なので、反映の仕組みの中で多数決主義とは違う考え方を採用するといったことを意見書に記述してはどうか。

- 意見書では「テーマ毎、場面毎にさまざまな方式を使い分けなくてはならないことが理解された」（P5）としているが、具体的に、テーマ毎・場面毎にどのように使い分けるのかが書かれていない。住民説明会とそれ以後のものは全く違う場面で使う手法だ。特に住民への説明をどうするか。情報公開と住民の理解度が重要なポイントなので、住民の理解をはかるための手法の検討が住民参加の進化にとって必要だ。また、アンケートの各手法（P10）やサイレントマジョリティーの定義（P11）はあえて書く必要はない。専門部署の設置・育成（P12）についても、河川管理者の今後の対策なので、意見書で書く必要はないのではないかな。

以上